

提言 1: 外国人の子どもに対する教育を総合的に推進する 体制を整備する。

具体的な取り組みとして、次の3点について市長に提言します。

外国人の子どもに対する教育内容や指導方法に関する指針を定めた「在日外国人教育基本方針」を早急に策定する。

外国人保護者および外国人の子どもに対し、日本の学校教育制度についてのオリエンテーションを実施したり、外国人の子どもと日本人の子どもの相互理解を推進するためのガイドラインの作成などを行う外国人教育担当部署を市教育委員会に設置する。設置および事業の実施にあたっては、外国人保護者の意見が充分に反映されるよう配慮する。

各学校に外国人教育担当者をおくとともに、外国人教育担当者および外国人の子どもをクラスに受け持つ教師が中心となって、外国人の子どもに対する教材の作成や整備、教職員研修、研究交流会などを行う外国人教育に関する研究機関を設置する。

提言の背景

- 地域における多文化化・多民族化が急速に進む中で、互いの文化や価値観を認めあいながら「共に生きていく」生活感覚が、住民ひとりひとりに求められています。共生とは「誰もが皆、人間らしく生き、幸せに暮らす権利」すなわち人権の理念に基づいて進めていくことが基本であり、日本においても、1994年に「子どもの権利条約」が翌年には「人種差別撤廃条約」が批准され、また、「人権教育のための国連10年（1995～2004年）行動計画」などの国際的な潮流によって、人権尊重の精神が、いっそう重要なものとして幅広く認識されるようになりました。

- しかし、市内の公立学校に学ぶ在日コリアン(韓国籍または朝鮮籍)の子ども達が、自ら本名を名乗っている割合は低く、名乗れる環境が十分に整備されていない現実があることは、いまだ偏見や差別の解消に至っていないことを示しています。
- 一方、1992年の出入国管理法改正により、南米諸国出身の日系人に日本での就労の道が開かれたことや、国際結婚の増加によって、異なる宗教、文化、習慣を持ち、日本語の理解が充分でない保護者や子どもが増えてきており、こうした子ども達の「育つ権利」を保障し、外国人保護者の不安を解消するための施策の充実が望まれています。
- 静岡市教育委員会では、市立小、中学校へ入学する外国人の子どもとその保護者に対して、学校生活案内ガイドブックを配布しており、日本語の理解が充分でない子どもに対しては、日本語教室や訪問指導により日本語習得の支援を行うなど取り組みが進められています。しかし、入学後の対応は、それぞれの学校または教師によってまちまちであり、多様化する外国人住民の現状に対応した、総合的な推進体制が整備されているとはいえません。
- また、国際結婚の増加にともない、保護者の一方が外国人である「ダブル」の子どもが増えています。「日本人の子ども」、「外国人の子ども」とら捉え方では、日本で生まれ、日本国籍を持ちながら、外国人の親からも歴史や文化を受け継ぐ子ども達に対して、十分な教育はできません。
- 多様な文化的背景を持つ人々が、個々の違いを「あたりまえ」のものとして受け止め互いの文化や価値観を認めあいながら、地域社会の中で共に生きていく「多文化共生」の実現に向けて、日本語や日本社会の価値観を教え、日本式にふるまわせる「適応教育」にしばられず、様々な文化を背おう子ども達が、民族的なアイデンティティに誇りを持ちながら成長していけるような、広い意味での人間教育につながる取り組みが必要です。

提言 2：情報提供の場を広げるとともに、多言語による表記を推進する。

具体的な取り組みとして、次の3点について市長に提言します。

多言語メディア、市政情報コーナー、郵便局、公民館、学校、新聞、ラジオ放送、インターネットなどを介して、情報提供の場を広げるとともに、多言語による情報提供を、よりいっそう充実すること。

結婚届や離婚届などの公的な手続き書類について、多言語による表記を進める、漢字およびカタカナにふりがなを併記するなど、日本語の理解が不十分な外国人住民に対する配慮を行うこと。

市役所庁舎をはじめとする市の公共施設について、利用案内、申込書、案内板などを多言語で表記したり、漢字やカタカナにふりがなを併記する、図案化するなど、日本語の理解が不十分な外国人住民でも利用しやすいような配慮を行うこと。

提言の背景

- 地域で生活する住民として、様々な行政サービスの提供を受け、義務を果たし、さらにまちづくりに参画していくためには、情報の受信が必要不可欠です。
- 行政から発信される情報の大部分は、広報紙やパンフレットなどの文字によるものですが、外国人住民の多くは、特に日本語の読み、書きの能力が充分でないことから、行政情報が充分に行き届いていない現状があります。また、情報不足にあわせて、文化や習慣などの違いから、生活上のトラブルに巻き込まれる場合も少なくありません。
- 1997年の阪神・淡路大震災では、日本語の理解が不十分なために、避難所の存在を知らず、付近の公園で数日間も飢えをしのいでいた外国人の例がボランティアから

ほうこく うち て たちば はりよ じょうほうていきょう じゅうようせい う ぼ
報告されるなど、受け手の立場に配慮した情報提供の重要性が浮き彫りにされました。

- た げんご じょうほうていきょう じゅうじつ かんじ しょう かんじ
多言語による情報提供を充実するとともに、やさしい漢字だけを使用する、漢字や
かたかな へいき いらすとれーしょん ず せつきよくてき かつよう ぶんしょう
カタカナにふりがなを併記する、イラストレーションや図を積極的に活用するなど、文章
よ くふう おお がいにく じんじゅうみん にほんご かべ ひく
を読みやすくする工夫により、多くの外国人住民にとって、「日本語の壁」がかなり低く
なることが期待できます。

- また、にほんご かべ ひく しゃくしょ ちようしゃ こうきょう しせつ おとず
「日本語の壁」を低くすることで、市役所庁舎をはじめとする公共施設を訪れる
がいにく じんじゅうみん ふ しぜん かたち にほん じん じゅうみん こうりゅう う けっか てき そうご
外国人住民が増えれば、自然な形で日本人住民との交流が生まれ、結果的に相互
りかい
理解へとつながっていきます。

提言 3: 外国人住民が日本人住民と同等の行政サービスを 受けられる体制を整備する。

具体的な取り組みとして、次の1点について市長に提言します。

住民票の写しと同様に、公民館などに設置されている市民サービスコーナー
ならびに市役所自動交付コーナーおよび南部公民館市民サービスコーナーに設置
されている証明書自動交付機で登録原票記載事項証明書の交付を受けられるよう
改善すること。

提言の背景

- 地方自治法では、「住民は、地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」と定められています。ここでいう「住民」とは「当該地方公共団体の区域内に住所を有する者」であり、国籍による区別はありません。
- 外国人住民は、納税の義務をはじめとする様々な義務を負担しており、日本人と同じ住民としての立場から、各種の行政サービスを受ける権利を持っています。
- 一方、外国人住民は、外国人登録制度によって、住民基本台帳法に基づく住民登録制度から除かれており、日本人住民のような形では住民票に記載されません。
- 近年、市民に対する行政サービス向上の一環として、公民館などに設置されている市民サービスコーナーや、市役所自動交付コーナーなどに設置されている証明書自動交付機で、市役所の休日や時間外でも住民票の写しの交付を受けられるようになりました。
- また、住民票の写しや印鑑登録証明書の自動交付を行う端末機器を郵便局へ設置する、「ワンストップ行政サービス」の実験が、国によって進められています。
- しかし、外国人住民にとって住民票の写しとしての意義を持つ外国人登録記載事項証明書は、以前と変わらず、市役所の外国人登録窓口へ出向かなければ交付を受けられません。

提言 4：共に生きる意識を育むために、多文化交流を促進する。

具体的な取り組みとして、次の2点について市長に提言します。

市主催のイベントへの外国人住民の参加を積極的に促進すること。

日本語教育施設で学ぶ外国人就学生と日本人との交流の場を広げるよう促進すること。

提言の背景

- 地域における多文化化、多民族化が進む中で、静岡市においても、100を超える市民の自主活動団体を主体として、各公民館や静岡市国際交流協会などにより、異文化理解を目的とした様々な事業が行われています。
- 「国際交流」や「異文化理解」をテーマとしたこれらの事業は、主に日本人を対象として、外国の文化にふれたり、地域で生活する外国人住民と交流する機会を提供しています。また、外国人住民にとっては、講師として自国の文化や歴史を広く紹介する機会となっています。
- 民族芸能や外国料理の紹介は、「異文化と出会う」最初のきっかけづくりとしては有効ですが、様々な文化的背景に基づく個々の違いを認め、互いに尊重しあうことができる社会をつくること、異文化理解事業に課せられた最終的な目標であると考えます。そのためには、外国人住民と日本人住民が、地域においてより自然な形で日常的に交流できる環境づくりを進める必要があります。
- 一方、市内に複数の大学および短期大学を有する静岡市には、大学などへの進学をめざして、日本語教育施設（日本語学校）で日本語を学んでいる就学生も数多く生活しています。就学生のほとんどは、母国の経済事情を背景に、生活費を稼ぐためのアルバイトを続けながら勉強していますが、学内での交流や各種の事業を通じ、日本人との出会いにめぐまれている留学生（大学生）と比べて、日本人と接する機会が限られているのが実情です。日本人との交流は、就学生にとって「生きた日本語」にふれる絶好の機会ともなります。